

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

会津森林管理署長 殿
(登録番号 T8000012050001)

買受人住所
氏 名

(電話番号: _____)

下記の物件を買い受けたいから裏面に記載した条項その他指示事項を遵守することを条件として申し込みます。

物件番号	2	品名	スバル フォレスター 会津300さ7047		
売買代金明細		金額	消費税	金額 (税込)	備考
自動車本体価格		円	円	円	課税 (10%)
自賠償保険料 未経過相当額		11,364円	1,136円	12,500円	
自動車重量税相当額		22,018円	2,202円	24,220円	
小計 (課税対象額合計)		円	円	円	
リサイクル預託金 (資金管理料金を除く)		13,000円	0円	13,000円	非課税
合計		円	円	円	

売 払 決 議

決裁年月日 令和 年 月 日

署長	次長	総括事務 管理官	主任事務 管理官	主査

上記物件を売買契約書省略のうえ売払ってよろしいか。

なお、代金納入後は下記職員により引渡を実施してよろしいか。

適用法規
会計法 第 条 第 項
予決令 第 条 第 項

売払事由
不用物品の売払い

引渡職員

(裏面)

契 約 条 件 調 書

- 1 代金は、指定どおり納付すること。
- 2 物件の引渡しは代金納入の日とする。
- 3 搬出期間が、物件引渡しを終了した日から起算して15日以内とする。
- 4 買受人がやむを得ない事由により前項搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、会津森林管理署長はその事由を審査して、期間の延長を認めることができる。
- 5 前項により期間を延長する場合は、買受人はその延長期間1日に対し、買受金額の1000分の1に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 物件の種類、数量または品質に錯誤があった場合でも買受人はこれについて異議を述べることはできない。
- 7 物件の搬出前に、天災その他不可抗力によって物件に被害があった場合でも、買受人は意義を申し立てることはできない。
- 8 買受人が契約条件を履行せずに解約するときは、買受金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 9 買受人が、前記各項の契約条項を履行しないときは、この契約の全部、又は一部を解除されても異議を申し述べないこと。
- 10 その他細部については会津森林管理署長の指示に従うこと。
- 11 特約事項
 - ① 買受人は、買受車両の所有者変更手続きを速やかに行い、変更した旨の記載された書類を会津森林管理署長に提出すること。
 - ② 買受人は、廃車する場合は「登録識別情報等証明書」の写しを、継続使用する場合は、使用者を変更した「自動車検査証」の写しを会津森林管理署長へ提出すること。
 - ③ 買受人は、買受車両に書かれている林野庁関東森林管理局等の文字や特殊塗装を早急に消去すること。また、消去したことを証明する写真を会津森林管理署長へ提出すること。